

別表第6 (第6条関係)

事務	手数料の名称及び額			徴収時期			
1 都市の低炭素化促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請書の審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料			認定申請のとき			
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の14の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表16の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表24の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)						
	(1) 申請に併せて区長が指定する「適合確認」という作成した低炭素化促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準適合を示した書類が出た場合	ア 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1万1,300円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万3,800円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万2,800円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万4,700円		
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	11万9,000円		
				(イ) 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1万1,300円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万9,500円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	3万1,600円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	9万4,300円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	14万9,000円	
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	18万8,000円	
					ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量が200平方メートル以上	2万700円
						当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万2,200円

		費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合	のもの	
		仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を基準省令第10条第2号ロ（1）の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ（1）の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この表の1の項及び2の項並びに別表第7の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万100円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万3,200円
		標準計算法（基準省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準により評価する方法をいう。以下この表の1の項及び2の項並びに別表第7の4の項及び5の項において同じ。）による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	4万200円
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	4万4,900円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3万8,700円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	6万6,900円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	18万3,000円
		仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5万9,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万円

		のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	17万5,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	25万6,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	30万4,000円
	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万1,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13万5,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22万9,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	32万9,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	39万円
(イ) 非住宅部分	モデル建築物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間熱負荷（以下において「屋内周囲空間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土大臣が定めるものを評価す	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10万2,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	12万9,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	17万1,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	27万6,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	36万1,000円
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	43万4,000円

				る方法 をいう。 以下 この表 2の項 並び に別表 第7の 4の項 及び 5の項 に同じ。 。)によ る場合		
				標準入力 法等(実 際の設 計仕 様の条 件を基 に算 定した 一次エ ネルギー 消費 量及び 屋内周 囲空間 の年間 熱負荷 を用い て評価 する方 法をい う。 以下こ の表の 2の項 並び に別表 第7の 4の項 及び 5の項 に同じ。 。)によ る場合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計 が1万平方メートル以上 のもの	26万6,000円 33万4,000円 43万1,000円 61万5,000円 75万8,000円 89万6,000円
2	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の14の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表16の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表24の項又は26の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			変更認定申請のとき	
	(1) 申請に併せて適合性認定がした市炭素化促進に関する法律第54条第1号	ア 一戸建て住宅 イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 1万平方メートル未満	4,100円 8,000円 1万6,700円 3万7,000円 6万6,500円	

掲げるに 基準を 適合し て示す 類が 出た 場合			のもの	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	8万3,500円
		(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万3,800円	
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万2,200円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	6万6,100円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	10万4,000円	
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	13万2,000円	
			(2) (1)以外 の場合	ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万5,100円				
仕様・計算併用法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万1,100円			
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万3,300円			
標準計算法による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万8,300円			
	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万1,500円			
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	2万6,800円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	4万6,500円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万4,800円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	12万7,000円
		仕様・計算		当該部分の床面積の合計	4万2,000円

		併用法による場合	が300平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	7万500円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	12万2,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	17万9,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	21万3,000円
		標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5万6,800円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	9万4,600円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万1,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	23万1,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	27万3,000円
	(イ) 非住宅部分	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	7万1,600円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	9万1,100円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	11万9,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万3,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	25万3,000円
			当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	30万4,000円
		標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18万6,000円

				る場合	のもの	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	23万4,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30万1,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43万円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	53万1,000円
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	62万7,000円